

志賀公園の場合

計画公園面積は23,900坪(約7.9ha)。計画公園の全域を取り込んだ西志賀区画整理組合、昭和2年7月13日設立、総地積約84.2ha。

西志賀区画整理組合では地区面積の約1割を占める計画公園があることで、財政上も換地計画にも行き詰り、昭和5年1月には、名古屋市が補助金等出してくれるか、さもなくば小公園を残し都市計画公園は断念するか迄行つた。しかし、昭和5年2月平手政秀旧蹟地を中心に約6千坪(計画公園面積に対し約4分の1)の公園を実施することで、県(狩野や石川ら)とも話し合いが付き、組合会でその方針が決定された。(この時期と、前掲の石川の文章の時期が重なってくる)

その後、昭和7年7月組合事情が好転し(土地が売れ出した、公園が人気を呼んだ)、公園南部の運動場部分をさらに約2千坪拡張し軟式野球場とすることに決定、計約8千坪(計画面積に対し約3分の1)の公園を造成し、昭和9年12月名古屋市へ移管。公園整備した以外の都市計画公園内の土地も区画整理区域に取り込んで、一般宅地として換地した。³⁸(図-20参照)そして、その一般宅地として換地した区域には、戦前・戦後を通じてかなりの家屋が建てられた。

また、戦中末期の昭和20年4月から終戦にかけ約2.63ha(8000坪)が防空緑地公園事業(後述)として事業決定された(区域は、事業関係図書が残っていないので推定だが、一般宅地として換地したうちの西側宅地部分と思われる)。

戦後の都市計画でも公園計画区域はおおむね変わらず、面積も約7.9haだったが、昭和33年に至って東側宅地部分を計画公園から削除変更し、計画面積約5.2haになった。そして、公園未整備である西側約2.41haについて昭和34年公園用地買収及び施設整備の事業に着手し、現在なお用地買収等継続中である。

東山公園の場合

計画決定面積約81万坪。ごくかいつまんだ整備経過は、昭和7年頃から土地や資金の寄付などの話があり、その話をまとめ、整備を行い、昭和10年4月公園一旦開園。さらに昭和12年3月植物園・動物園として整備し開園。公園面積約24万5千坪。用地内訳としては、買収約4万坪、公有ため池・道路・水路などの公共用地約2万7千坪、民間地主からの寄付約17万8千坪(約58.7ha)であった。

また、別の観点からの公園面積約24万5千坪の用地内訳として、都市計画公園区域内約17万5千坪(=名古屋市域内)、区域外約7万坪(=当時の名古屋市外、愛知郡天白村の区域)となっている。³⁹

この際の土地区画整理組合とのかかわりあいにおいて、「三分の一方式」との関連を検討してみる。

まず、第一に関係のありそうな組合は、公園西側に隣接する田代区画整理組合(昭和4年11月13日設立、地区面積約416ヘクタール)であるが、今残る記録資料で見る限り、東山公園整備に際し、田代組合内を東西に貫通し東山公園に至る電車軌道敷設のために、覚王山延長線道路敷地ならびに移転補償費などに約3万坪の土地の寄付提供等を約して実行に移したこと、⁴⁰公園北西の入り口あたりでほんの若干組合区域と重なっていること(図-18参照)、ならびに、公園用地の有力寄付者が組合長等だったこと。以上であり、「三分の一方式」との関わりははつきりしない。(=区画整理区域に都市計画公園を取り込んだうえで「組合が1/3を寄付し残りを云々・・」となっていない。)

次に、東山土地区画整理組合とのかかわりである。昭和15年7月18日、東山公園(当初決定約81万坪(約267ha))は変更告示され(図-9, 10, 11参照)、北西の部分約12万坪(約40ha)が削除され、一方、防空緑地整備の動き(後述)のなかで愛知郡天白村及び猪高村の区域約25万2千坪(約83ha)が追加さ

³⁸ このあたりの経過については、西志賀区画整理組合長の近藤孝次郎が「完成せる志賀公園」区画整理 昭和10年11月や、「志賀公園造成古録」公園緑地 昭和12年5月に詳しく書いている。

³⁹ この経過については「公園緑地」昭和12年5月号の「東山公園の諸施設」(名古屋市土木部長)などに詳しい。

⁴⁰ このことは、加藤義次(田代土地区画整理組合副長)「公園と整地事業の実際問題」公園緑地 昭和12年5月や、水野弥重郎「名古屋市田代土地区画整理組合の事業一般」区画整理 昭和12年3月に詳しい。

れ、その結果、計画面積約 312.3 h a となっている。このとき、削除された部分とかなり重なる区域で、東山地区画整理事業（設立昭和 15 年 3 月 6 日、面積約 44.4 h a）が開始されている。（残念ながら、東山地区画整理事業の図面は入手できていない。）

両者の関連の詳細については、記録が無くわからないが、上述の民間地主から東山公園用地約 58.7 h a の寄付の見返りとして、計画区域の削除をしたのだろうか？（＝地主に返す）。しかし第一に、公園用地寄付地主と東山区画整理区域内権利者との関係が不明なこと。（ほぼ同一でないと意味がないから）もう一点は、ちょうどこの頃に、東山地区画整理事業は、田代、八事、伊勝の区画整理組合と合わせ 4 組合で、名古屋大学敷地、17 万 3 千坪（約 57 h a）という広大な土地を無償提供しており⁴¹（別資料では、昭和 15 年、同じ 4 組合で土地約 72,700 坪（市有鏡池含む）、金銭 72 万円を県に無償寄付し、17 万 3 千坪が確保されたとある。⁴²）、組合にとって公園と大学の二重の用地負担・寄付は考えにくいのではないかとも推定される。

あるいはまた、戦後になっても、東山公園は何度か変更されているので、そこまで引きずったのであろうか。

以上二公園の事例をまとめて「三分の一方式」の意義を考えてみると、

- ①都市計画公園と区画整理事業を、とにかく「三分の一方式」という特別便法を持ち出すことにより両立させることができたこと。
- ②公園用地を寄付することを呼び水として、インフラの整備などが進み（区画整理による公共施設整備や、交通施設など）、結果的に経済的にも見合う話であることが認識されるようになったこと。

といったことがあげられる。そして、このあと三分の一という率にはこだわらず、②に着目した公園整備として、後に瑞穂公園と呼ばれる運動公園整備などの、公園整備の進捗につながっていっているとも考えられる。

また、②のことを公園整備側から見て、「公園整備による受益をあらかじめ区画整理事業者に負担させる」という受益者負担制度の考え方にもつながっている⁴³と評価する考え方もある。

なお、上記二公園のほか、第 5 号篠原公園でもこの方法を適用しようとしたがうまく行かなかつたと、石川が書いている。（注 36）道徳公園でも、皇太子殿下御降誕記念事業で施設整備するにあたって、用地寄付を受ける際この考え方を適用しているように筆者には見えるのだが、記録はない。

（3）公園事業

戦前の公園の、特に事業に関する図書がほとんど残されていないこともあり、用地買収を伴う都市計画公園事業は不明なことが多いが、詳しく調べると公園事業は相当すすめられていたらしいことが分かったので、戦前における公園整備事情の第 3 番目として、都市計画公園事業のことを書きたい。

当時の都市計画事業は、手続きとしては、内務大臣が事業年度・事業執行者等を決定し、都市計画地方委員会の審議に付し、内閣が認可し、内務省が告示するというスタイルであった。

さて、名古屋市では昭和 12 年に至り「運動公園整備」という形で、初めて名古屋市でも都市計画公園事業が着手された。これまでの「遊観の場」あるいは「名所」「庭園」といったイメージから離れ、「国民体位向上」という大義名分により、初めて公園整備事業が始まることになる。

そして昭和 14 年からは、なかなか進まなかつた都市計画公園整備が、防空・防災対策を主眼とする防空緑地事業という名目で、相次いで始められた。（このレポートでは「防空公園事業」として一括させてもらった）即ち、防空防災機能を前面に出し緑地事業として公園整備をすすめたわけである。当時、一般に「公

⁴¹ 真坂忠蔵（愛知県都市計画課長）「大学敷地を生んだ整地事業」 都市公論 昭和 16 年 7 月

⁴² 「愛知県都市計画概要 昭和 26 年」 愛知県土木部都市計画課、愛知県都市計画協会 昭和 26 年 9 月

⁴³ 「日本公園緑地発達史」第 II 編第 7 章第 3 節 佐藤昌 1977